

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動):Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■梅林宏道 製作責任者 ■田巻一彦 郵便振替口座 ■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

特集

宇宙を戦場にするな

宇宙兵器に「ノー」の原則を確立しよう 日本は「非軍事」原則を保持しよう

中国の衛星破壊実験がにわかに宇宙兵器の問題をクローズアップした。この問題は私たちが長く懸念してきた問題である。5年以上前、本誌141号(01年6月15日)が「特集:米国の宇宙戦略」を取り上げた。

今号では宇宙兵器問題について現状を特集する。今日においては、このテーマはミサイル防衛と深く関係する。

宇宙を真の「人類共有の場(ヒューマン・コモンズ)」にすることこそ、私たちはいま目指すべきである。その可能性は残されているが、困難が勢いを増している。

先鞭をつけた米国の衛星攻撃兵器

前号でも述べたことであるが、「宇宙武装」の概念と「宇宙の軍事利用」というより広い概念とを区別して考える必要がある。軍事偵察衛星や標的設定衛星に代表されるような宇宙の軍事利用は、撤廃を目指すべきであるが、残念ながらすでに常態化している。そこで、多くの人は「宇宙武装」未すでに行われており、今さら阻止することができないと考えてしまいがちである。しかし、実際には、攻撃兵器を宇宙に配備したり人工衛星などの宇宙構築物を、地上からであれ宇宙からであれ、破壊する兵器は配備されていない。ここに一つの歯止めがあった。この歯止めを確実にすることが、いま極めて重要になっている。

1月12日(中国現地時間)中国が自国の人工衛星を弾道ミサイルで攻撃、破壊する実験を行って成功した。最初にこれを報じたのは、1月17日の「エイピエーション・

ウィーク・アンド・スペース・テクノロジー」の記事であった。23日になって中国も認めた。また、これに先だって、06年9月には、米国の人工衛星が中国の地上基地から強力なレーザー照射を複数回受けていた¹。これらは、人工衛星破壊兵器(ASAT兵器)と呼ばれる宇宙兵器の

今号の内容

特集 宇宙を戦場にするな

- 1 米国の宇宙戦略
- 2 新「宇宙条約」を
- 3 後退する日本の平和原則
- 4 ミサイル防衛と宇宙

安全保障と自治体・市民

3月1日号は休みます。次は3月15日合併号です。

実験である。

米国はすでにASAT実験を行っていたことを忘れてはならない。米国は1985年に自国の衛星を破壊する実験を行った。また、1997年には化学レーザーを照射して衛星を破壊する実験を行った。それにもまして重要なのは、すでにブッシュ大統領がアラスカとカリフォルニアに初期配備した地上発射の弾道ミサイル防衛の迎撃ミサイルは、いつでもASAT兵器として使えることである。この点については別記事(7ページ)に詳述する。

宇宙汚染

2月10日の宇宙標準・技術革新センター(CSSI)の報告²によれば、今回の中国の実験によって破壊された衛星の破片は、追跡可能な大きさ(約10cm以上)のものが706個に達しておりNASA(米国国家航空宇宙局)はさらに200個は追加して特定されるだろうと述べている。そして、この「破片」汚染は、一度に発生した歴史上最大の記録であるという。また、日本の地球観測衛星「だいち」に1.4キロメートルまで接近する軌道をもつ破片が特定されている³。10cmの破片でも衝突すると「だいち」は破壊される。

米国のものであるにしろ、中国のものであるにしろ、破壊された衛星の無数の破片は、宇宙空間に広く散らばって地球を周回している。その中には有毒物質が当然含まれているであろう。これは、大気圏核実験が地球全体を汚染したのに匹敵する愚行である。それを知りつつやってしまうところに、「軍備競争」の恐ろしさがある。

中国の宇宙白書

中国は06年10月に宇宙白書⁴を発表したばかりであ

る。今回の実験は、その宇宙白書が与える印象と大きく異なっている。中国は、しばしば指摘される軍事における不透明性への批判に加えて、言行不一致の批判を甘受しなければならなくなるであろう。

全体として、宇宙白書は、宇宙開発を国家の開発戦略の一部に位置づけている。また、宇宙開発においても自力更生を強調し、自力による国力強化という伝統的立場を強調している。米国の宇宙政策(2ページ)と比較すれば、覇権主義の論調はほとんどない。しかし、中国がこのような途上国意識を強調する論調で、いつまでも国際社会において振る舞うことは許されないであろう。軍事において、人民に奉仕する人民軍思想が形骸化しつつあるのと同じように、人民思想としての自力更生の思想は国家主義に転じようとしている。中国は、中国らしい道義的立場を明確に打ち出すべきであろう。

中国は、ジュネーブ軍縮会議(CD)で新「宇宙条約」を推進してきた(5ページに詳論)。理念を明確に掲げながら、中国のこの分野における貢献が継続されることを切望する。(梅林宏道)

注

1 06年9月26日の「ディフェンス・ニューズ」の記事として、06年9月27日、「テレグラフ」が紹介した。

<http://www.telegraph.co.uk/core/Content/>

2 <http://www.centerforspace.com/asat/>

3 『朝日新聞』、07年2月8日

4 英語版:

http://english.peopledaily.com.cn/200610/12/print20061012_311149.html

1 米宇宙戦略: 際立つ単独主義と宇宙 支配権の主張

米国の新「国家宇宙政策」

2006年8月31日、ブッシュ大統領は、「米国による宇宙活動の規範を定める包括的な国家宇宙政策」(以下、「ブッシュ政策」)を認可した。公開されている部分の抜粋訳を4頁に示す。これは、1996年9月14日の大統領令²に定めた国家宇宙政策(以下、「クリントン政策」)に置きかわるものである。

ブッシュ政策をクリントン政策と比較するとき、原則や目

標においてかなり重複しているところがあるが、資料における「目標」の初めの2項目において大きく異なっている。つまり次の2つである。

「宇宙における合衆国のリーダーシップを強化し、国家安全保障、国土安全保障および外交政策の目的を前進させるべく宇宙能力を適時に使えることを確実にする。」

「我が国の宇宙利益を守るため、宇宙における、また宇宙を通過する作戦を支障なく行うことを可能にする。」

クリントン政策には、このような項目は無く、その第一の目標は「人間とロボットによる探求を通じての地球、太陽系、及び宇宙の知識を拡張すること」であり、そして「米国の国家安全保障を強化し、維持すること」であった。

ブッシュ政策の上記の目標を達成するためには、宇宙における米国の柔軟性・自由度を最優先させねばならない。その結果、米国の宇宙での作戦行動を制限することになる軍縮協定については交渉に入ることすら拒絶し、米国の利益に敵対するものの宇宙へのアクセス権を排除するという極めて自己中心的な権利を主張する。たとえば、国防長官に次のように命じる。

「宇宙での活動の自由を確保するため、また命令があれば、そのような活動の自由を敵には与えないよう能力、計画、選択肢を開発する。」

ブッシュのミサイル防衛計画

資料の第5章にあるように「ブッシュ政策」の政策目標を達成するための国防省の役割として、「多層的・包括的ミサイル防衛への支援はもちろんのこと、地球規模の戦略的、戦術的な連続警戒活動の支えとなる宇宙能力を提供する」ことがあげられている。

ここで言う『多層的・包括的ミサイル防衛』とは、ブッシュ大統領が02年12月17日に提出したミサイル防衛計画³である。ブッシュ大統領の指示を受けて、国防省はミサイル防衛の初期配備として、2004～5年中に、迎撃体としては少数の陸上配備の大陸間弾道ミサイル(ICBM)迎撃システムと海上配備の短・中距離弾道ミサイル迎撃システムを配備すると発表した。ここで注目すべきは、それまで宇宙配備レーザー(SBL)は強調されていたが、初期能力を向上させる追加的措置の一つとして「宇宙配備型の運動エネルギー(体当たり)迎撃ミサイル」が明記されていたことである。

現時点で、宇宙配備型迎撃ミサイルの配備は実施されていないが、新政策文書は、米国の宇宙での作戦行動を妨害させないために、ミサイル防衛の一環として宇宙配備迎撃ミサイルを配備したりまた、それを妨害するのに役立つような他国の衛星を攻撃する権利を主張していることから、兵器の宇宙配備の突破口が開かれる可能性が増し、ひいては宇宙戦争の悪夢に近づくゆゆしい事態であることに変わりはない。

「宇宙のパールハーバー」は自作自演

「ブッシュ政策」の背景には、宇宙武装を唱えるいくつかの経過文書がある。なかでも重要なのが、2001年に出た「宇宙政策評価委員会報告書」である。ブッシュ政権の登場とともに米国の宇宙戦略は具体化へ向けて大きく踏み出そうとしていたが、議会が設置した『米国家安全保障のための宇宙の管理と組織に関する評価委員会』報告書が01年1月11日に発表された。この委員長はドナルド・ラムズフェルド氏であり、彼は5月には国防長官となって、自らが書いた報告書に対する回答を出している。まさに自作自演の役割をこなしているわけである。

同報告書は、「軍事及び民間衛星を保護するために、宇宙兵器を開発するよう勧告」し、以下のように述べている。

「来るべき時代には、米国は地上にも宇宙にも存在する米国家利益を支援するため、宇宙に対して、宇宙から、宇宙に

おいて、そして宇宙を経由して、作戦を行うことになるであろう。空軍、陸軍や海軍の能力と同じように、宇宙の財産を敵対行為から防衛し、米国の利益に反する敵対的宇宙利用を拒絶する能力を、米国は持たなければならない。」

この構想はクリントン時代からあったもので、当時の米宇宙軍⁴が出した「宇宙軍ビジョン2020」(97年2月)⁵、および「ビジョン2020」を実践するための「長期計画」(1998年4月)という2冊の野心的な将来計画にその発想の元がある。ヨーロッパにおいて海洋交易が始まったとき、その権益を防衛すべく各国が競って「海軍」を造ったことになぞらえ、経済のグローバル化に対応して、宇宙の商業利用が拡大し、宇宙の権益を守るためには、宇宙における軍事力が決定的に重要であるとの認識がある。そして、次のように書いている。

「軍事作戦にとって宇宙システムは極めて重要なものであって、それらが軍事標的にならないと想像することは、非現実的である。陸戦優位、制海権、制空権が今日の軍事作戦にとって決定的に重要な要素になっているのと同じように、『制宇宙権』が戦場での勝利や将来の戦争にとって不可欠の要素になるうとしている(宇宙軍「ビジョン2020」)。

これを受けて、2001年の「報告書」は、「米国は『宇宙のパールハーバー』になる魅力的な標的候補である」などと述べている。宇宙兵器の配備を言い出した本人が、自らを被害者として仕立て上げているところに、米国の宇宙政策のマッチポンプ的な本質が見えている。

1996年のクリントン政策では、米宇宙軍「ビジョン2020」により宇宙戦争への扉を開ける議論を始めたが、ブッシュ政権になってから、大掛かりなミサイル防衛の初期配備への動きを通じて、まさに具体化に向けて進もうとしているのである。米国に敵視されている国家から見れば、飛ばしている軍民衛星が米国のミサイル防衛や軍事兵器の宇宙配備によって脅かされることを懸念することは避けられない。その脅威こそが、中国をしてASAT(人工衛星破壊)兵器実験にかりたてた要因と考えられる。

宇宙への兵器配備は、現実味を帯びた危険な状態に入りつつある。問題解決のためには、米国の宇宙政策を根本から問う必要がある。(湯浅一郎)

注

- 1 www.fas.org/irp/offdocs/nspd/space.html
- 2 NSC-49/NSTC-8(1996年9月14日) www.fas.org/spp/military/docops/national/nstc-8.htm
- 3 本誌第178・9号(03年1月15日)
- 4 今日では米「宇宙軍(スペース・コマンド)」は存在せず、「戦略軍」の一部に吸収されている。
- 5 1と同じ。

アメリカ合衆国「国家宇宙政策」(抜粋訳) (06年8月31日)

2006年8月31日、アメリカ合衆国大統領は新しい国家宇宙政策を認可した。この新政策は、アメリカによる宇宙活動の規範を定める包括的な国家政策を確立するものである。この文書は、1996年9月14日付け大統領令NSC - 49 / NSTC - 8、国家宇宙政策に置き換わる。

1. 背景

合衆国は、宇宙開発と利用の分野を50年にわたリリードし、民間、商業、国家安全保障のための確固たる宇宙基盤を作ってきた。宇宙における活動はアメリカと世界の生活を向上させた。安全を高め、生命と自然環境を守り、情報の流通を加速させ、経済成長の原動力となり、そして世界や宇宙における自らの位置を人間が認識する方法を一新した。宇宙は、多くの国、共同機関、企業、事業家にますます利用される場となっている。

今世紀、宇宙を有効に利用する者は、利用しない者と比べていっそうの繁栄と安全を享受し圧倒的な利益を手にするであろう。我が国にとって、宇宙における活動の自由は海軍力や空軍力と等しく重要である。知識や発見を増やし、経済的繁栄を促し、さらに国の安全を高めるため、我が国は、強力で効果的かつ効率的な宇宙能力を身につけなくてはならない。

2. 原則

合衆国による宇宙プログラムと宇宙活動の遂行は、以下の原則によって導かれる最優先課題でなくてはならない。

合衆国は、世界各国による平和目的と全人類の利益のための宇宙の探求と利用に全面協力するつもりである。この原則と合致して、「平和目的」の名において、合衆国の国益追求のための国防や情報関連の活動が許される。

合衆国は、宇宙や天体、またその一部へのいかなる国の主権の主張も拒否する。また、合衆国の宇宙活動や宇宙からのデータ収集の基本的権利へのいかなる制限も拒否する。

宇宙の恩恵を広げ、宇宙探求を強め、世界の自由を守り促進するため、合衆国は宇宙の平和利用において他国との協力を追求する。

合衆国は、宇宙システムは干渉なく宇宙を通過する権利、および宇宙において干渉なく活動する権利を持つと考える。この原則と合致して、合衆国は合衆国の

宇宙システムへの故意の干渉をわが権利の侵害とみなす。

合衆国は、地上部分および宇宙部分、またこれらを支持する連結部分を含めた宇宙能力は、国益にとって死活的であると考え、この政策と合致して、合衆国は次のことを行う。すなわち、宇宙における権利、能力、および活動の自由を保持する。他国がこの権利を阻害したり、阻害する意図をもった能力を開発することを思い留まらせたり抑止する。合衆国の宇宙能力を防衛するのに必要な行動をとる。干渉には対応する。必要ならば、合衆国の国益に敵対する宇宙能力を敵に使用させない。

合衆国は、宇宙へのアクセスや利用を禁止あるいは制限しようとする新たな法体制や他の規制を設けることに反対する。提案される軍備管理の協定や規制は、国益のための宇宙における研究、開発、実験、および作戦などの活動を行う合衆国の権利を害するものであってはならない。

合衆国は、成長する商業宇宙部門のベンチャー企業を奨励し助成することを約束する。この目的に向けて、合衆国政府は、国家安全保障に合致する限り、商業用宇宙能力を実際可能な最大限に利用する。

3. 合衆国の宇宙政策目標

この政策の基本目標を以下のように定める。

宇宙における合衆国のリーダーシップを強化し、国家安全保障、国土安全保障および外交政策の目的を前進させるべく宇宙能力を適時に使えることを確実にする。

我が国の宇宙利益を守るため、宇宙における、また宇宙を通過する作戦を支援なく行うことを可能にする。

人類の存在を太陽系全域に拡大するため、人間とロボットによる斬新な探求プログラムを遂行し継続する。

民間探査、科学的発見および環境活動の恩恵を増大させる。

技術革新を促し、合衆国のリーダーシップを強化し、国家、国土、経済の安全を守るため、ダイナミックで世界と競争するアメリカ国内の商業用宇宙部門を強化する。

国家安全保障、国土安全保障および

民間の宇宙活動を支援する確固たる科学技術基盤を強化する。

国家安全保障、国土安全保障、外交政策の目的を前進させるのみならず、外国や共同機関との国際協力 相互に利益をもたらす、また宇宙の平和的探求と利用を一段と推し進めるような国際協力を奨励する。

4. 一般的指針(略)

5. 国家安全保障宇宙指針(略)

この政策目標を達成するため国防長官は以下のことを行わなくてはならない。

宇宙支援、軍事力強化、「制宇宙」、及び軍事力行使の能力を維持する。戦術、作戦、あるいは国家レベルでの情報収集能力によって満たされるべき具体的な情報要件を確立する。

国防および情報部門の打ち上げ責任部局として、信頼でき、経済的に可能であり、適時に実行できる国家安全保障目的の宇宙アクセスを提供する。

多層的・包括的ミサイル防衛への支援はもちろんのこと、地球規模の戦略的、戦術的な連続警戒活動の支えとなる宇宙能力を提供する。

宇宙での活動の自由を確保するため、また命令があれば、そのような活動の自由を敵には与えないよう能力、計画、選択肢を開発する。

宇宙における状況把握に責任を負う。国防長官は、この資格において、国家情報局長官の宇宙状況把握要件を支援し、以下のために宇宙状況把握を行わなければならない。合衆国政府、国家および国土安全保障目的のために用いられる商業用宇宙能力とサービス、民間の宇宙能力と活動とくに宇宙飛行士活動、また、適切な場合は、商業用や外国の宇宙物体。

宇宙関係の防衛活動の情報管理、配布および機密解除について、機密情報保護のための政策と手続きを確立し実行する。

(略)

6. 民間宇宙指針(略)/7. 商業用宇宙指針(略)/8. 国際宇宙協力(略)/9. 宇宙での原子力(略)/10. 無線周波数域および軌道制御、および干渉保護(略)/11. 軌道上の破片(略)/12. 効果的な輸出政策(略)/13. 宇宙関係の安全保障機密指定(略)

(訳:ピースデポ)

2 新しい宇宙条約へ 足踏みするPAROS

大気圏外における軍備競争の防止

「宇宙条約」を超える「宇宙の軍事化」

1967年に発効した「宇宙条約」¹は、月その他の天体を含む宇宙空間の国家による取得を禁止する(第2条「領有の禁止」と同時に、第4条によって、軍事的利用を禁止している。すなわち、条約の当事国は「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束」し、「天体においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止」される。

米国のアポロ11号が人類を始めて月面の到着させたのが、69年7月20日のことであった。その後、米ソに代表される先進技術国の関心は、「天体上に軍事施設を置くことから自国の「天体」=人工衛星を地球周回軌道に乗せることにシフトした。現在ではこれら数限りない人工衛星が、通信、偵察、GPS(全地球測位システム)などの軍事目的を担っている。米国はBMDの一環として体当たり迎撃体やレーザー兵器を衛星上に配備する計画を持っている。このような動きに対して、「大量破壊兵器」ではない通信・偵察システムや通常兵器の宇宙空間への配備を明示的に禁止していない「宇宙条約」は、ほとんど無力である。今回中国が行ったような衛星攻撃を抑止する条項は、第7条「国の賠償責任」である。衛星の破壊片(デブリ)が他国の衛星などに損害を与えれば、その損害は中国が「国際的に責任を有する(同条)ものとなる。

中国のPAROS提案

中国は、「宇宙条約」の制限を超えた宇宙の軍事化を歯止めをかける「PAROS(大気圏外における軍備競争の防止)の推進者である。2002年6月27日、中国がロシアと共同でジュネーブ軍縮会議(CD)に提案したPAROSに関する「将来の国際条約の要素案」²は、第3項「基本的義務」において、次の事項を提案している。

地球の周回軌道上、天体上のいずれにおいても、大気圏外には如何なる兵器も兵器の運搬手段も乗せないこと。

大気圏外の物体に対して、武力による威嚇や行使といった手段をとらないこと。

同案にはさらに、ある国の条約違反もしくは違反の疑惑

を審議し、違反を終わらせるための必要な措置をとる「執行機関」の設置も盛り込まれている(第8項)

一方、06年12月6日に採択された国連総会決議「大気圏外における軍備競争の禁止」(RES/61/58)は、「宇宙条約」の諸条項の重要性を再確認(第1節)した上で、「全ての国、とりわけ大きな宇宙能力を保有する国が、大気圏外の平和利用と軍備競争の防止という目的に積極的に貢献するとともに、この目的及び国際平和と安全保障及び国際協力に関連する既存の条約に反する行動を控えること」を求めている。この決議は、賛成178、反対1、棄権1であった。反対1は他ならぬ米国、棄権はイスラエルであった。米国の反対理由は前稿で明らかであろう。

「モデルPAROS条約」 NGOの提案

体系化された提案は米国のNGOからもなされている。「宇宙協力研究所」の「宇宙保護モデル条約案」³がそれだ。03年12月にデニス・クシニッチ米下院議員らが提案した「宇宙保護法案」に基づいて作られた同モデル条約案は、宇宙配備兵器の禁止、宇宙空間の軌道にある物体を破壊するための兵器の使用の禁止、宇宙配備兵器の研究、開発、実験、製造、生産の恒久的に停止するとともに、同条約の査察検証機関を設けること等を内容としている。これは上述の中国案とよく似ている。

条約案の形はとっていないが、06年の「大量破壊兵器委員会(ブリックス委員会)報告書」の「勧告45」⁴に注目しておきたい。「勧告45」は「宇宙条約」の対象範囲を、あらゆる兵器の禁止をうたった議定書によって拡大すること、議定書の締結までの間、宇宙プラットフォームからのあらゆる実験を自粛することを呼びかけるとともに、各国に宇宙の安全保障体制と行動規範を監視・検証する諸策を開発するための専門家集団を立ち上げることを提案している。(田巻一彦)

注

1 正式名称「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(66年12月19日国連総会で採択、67年10月10日発効)

2 「大気圏外における兵器の配備と、大気圏外の物体に対する武力による威嚇または行使の防止に関する将来の国際条約の要素案」抄訳は本誌168-9号(02年8月5日)

3 www.peaceinspace.com/sp_treaty_shtml

4 www.peaceinspace.com/sp_act_shtml

5 本誌第262-3号(06年9月1日)

3

岐路に立つ日本の宇宙政策

「非軍事」原則を保持せよ

(文中敬称略)

日本は世界でも類を見ない「宇宙の平和利用原則」というラディカルな宇宙ドクトリンを採用してきた。1969年の「宇宙開発事業団法」策定の際、第1条に、草案になかった「平和の目的に限り」という文言が追加されるとともに、衆議院は「宇宙に打ち上げられる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り」とする国会決議を全会一致で採択した(資料に全文)。また、参議院の同法附帯決議には、「かつ、自主、民主、公開、国際協力の原則の下にこれを行う」と補足された。さらに、「平和」の中身が「非軍事」であることを明確にするため、国会決議の提案者の一人は、議論の経過を説明してあいまいさを排除している(資料に議事録の一部を抜粋した)。

この原則はその後次第に浸食されていく。85年、海上自衛隊が米海軍の軍用通信衛星フリートサットを利用するため、受信装置の予算が計上された。これが、平和利用決議に抵触すると国会で問題になり、政府は、「利用が一般化している衛星については、自衛隊による利用が認められる」とする政府見解を出した。いわゆる「一般化理論」である。この理論はその後、88年の偵察衛星導入決定の際にも、強

引に解釈され活用された。2000年には、今や日本の宇宙開発の顔となった毛利衛宇宙飛行士が、スペースシャトル「エンデバー」に搭乗して、地球の三次元立体地図作成のための観測を行った。ミサイル誘導、戦場運用のデータ化など軍事利用を含んだ任務だったにもかかわらず、政府は「民生と軍事が一体化した任務だが、搭載レーダーは一般化した技術」との解釈でゴーサインを出した。

さらに03年12月、ミサイル防衛(MD)導入が決定された。宇宙空間での迎撃も想定したMDは平和利用決議に反しないかとの問いに、石破茂防衛庁長官(当時)は「純粋防衛的」で「代替手段のない唯一の手段」と答えた。一般化理論は援用できず、あいまい定義の「専守防衛」に合致するとこじつけたのだ。

「宇宙基本法」と党案は誤り

今や「一般化理論」が宇宙の軍事利用を阻む障害として見なされるに至り、平和利用原則を葬るために考え出されたのが、通常国会に与党が議員立法として提出しようとしている「宇宙基本法案」である。

これは自民党の宇宙開発特別委員会「中間報告」(06年4月)と日本経団連の「わが国の宇宙開発利用推進に向けた提言」(同6月)に基づくものであり、法案骨子³では、内閣に「宇宙開発戦略本部」設置と「宇宙開発基本計画」策定を義務づけている。そして、基本理念を「宇宙条約の定める宇宙空間の平和的目的の利用に関する規定に則り、国際の平和及び安全並びに我が国の総合的な安全保障に寄与するもの」と記す。日本独自の「非軍事」理念は放棄され、古くなった宇宙条約の水準に合わせる形で「平和」概念は決定的に後退する。

何が目指されるのか。まずは偵察衛星の高性能化である。「一般化理論」の制約により商用衛星並みの1メートルに留まっている解像度を約40センチに引き上げ、様々な角度から観測するための姿勢制御能力を向上させ、撮影回数も増やす。将来的には、弾道ミサイル発射を感知する早期警戒衛星の開発なども射程に入っている。

見逃せないのは、防衛省や自衛隊が晴れて軍事衛星の運用に当たろうとしていることだ。文部科学省や内閣府が管轄してきた宇宙政策に、防衛省が新規参入し、事実上の「宇宙軍」部門が創設されるだろう。防衛省が07年度に新設する「戦略企画室」の検討テーマには、さっそく「宇宙政策と防衛のあり方」が含まれている。

国会決議

「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議(全文)」

1969年5月9日、衆議院、全会一致

「わが国における地球上の大気圏の主要部分を超える宇宙に打ち上げられる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図り、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するためにこれを行うものとする。」

追加説明の議事録(抜粋)

共同提案者の一人石川次夫衆議院議員(社会党)が参議院における説明者として発言

1969年5月15日、

参議院科学技術対策振興特別委員会

「平和の概念は、国際的に、非侵略という考えと非軍事という考えがございますけれども、これ(衆議院決議における「平和の目的」)ははっきりと非軍事である、非核である、こういうことを明確にしておりますことをつけ加えて御報告にかえる次第でございます。」

資料

日本版「軍産学複合体」?

「宇宙基本法」に関しては、日本版「軍産学複合体」への道を警戒しなければならない。2005年12月発足の懇談会「日本の安全保障に関する宇宙利用を考える会」(座長:石破茂)は、額賀福志郎、山崎拓、久間章生ら自民党国防族大物と基本法の立役者である河村建夫(元文科相)が顧問となり、軍需産業代表者や安全保障・国際法学者もメンバーとなった。「学」の代表は慶応大学の宇宙法の権威である青木節子であり、「産」の代表は三菱電機(偵察衛星利権を独占し、MD用高性能レーダーFPS-XXでも主契約企業)相談役を務め、日本経団連宇宙開発利用推進委員長でもある谷口一郎であろう。

実利用向け衛星の政府調達を国際入札にするという1990年の日米衛星調達合意(スーパー301条)により実利用衛星のほとんどが米国製となり、産業界は大打撃を受けた。宇宙開発予算の減少傾向の中、軍事利用解禁をバネに再生を狙う軍需産業の思惑がある。例えば偵察衛星は4基(2月15日に4基目打ち上げ予定)体制で経費が約5000億円、しかも寿命のため5年ごとに更新するというビッ

グビジネスなのだ。また、頓挫しかけている準天頂衛星やトラブル続きで開発が遅れているGXロケットも「安全保障」名目を加えることで開発の建て直しが狙われている。今後、地下のミサイル基地を探る「地質情報衛星」や、潜水艦の動きを追跡する「海洋監視衛星」などの開発・保有も表面化する恐れがある。

世界的に見るとき、日本の「宇宙の平和利用原則」はその輝きを増している。それは、日本政府と市民が新宇宙条約の締結と宇宙の脱軍事化に向けたイニシアチブを発揮するための資産でもある。投げ捨てるのはあまりに「もったいない」(杉原浩司、核とミサイル防衛にNO!キャンペーン)

注

1 www.soranokai.jp/pages/kihonhou_0604uchutoku.html

2 www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/046/index.html

3 www.soranokai.jp/pages/kihonhou_060602a.html

4 MDと宇宙の「軍事化」

宇宙の軍事利用を考えるにあたっては、宇宙の「軍事化」と「兵器化」の概念がまず分けられねばならない¹。前者は後者のより広い概念であり、通信、偵察・監視・早期警戒、位置把握・誘導などの機能を果たす様々な軍事衛星の展開がここには含まれる。他方、「兵器化」に関しては、国際的に合意の取れた定義があるわけではないが、その内容を最大限広く解すると、次のようなものが含まれるといえるだろう。

人工衛星から地上への攻撃。

地上から衛星への攻撃。中国が1月11日に行った衛星破壊実験はこれにあたる。

衛星から衛星への攻撃。

航空機から衛星への攻撃。からは、まとめて人工衛星破壊(ASAT)兵器と呼ばれる。

衛星を基盤としたミサイル防衛。

ここでは、宇宙の軍事利用全般ではなく、宇宙の「兵器化」と米国のミサイル防衛(MD)の関係にしぼって、その現状を説明する。

米国の宇宙MD

宇宙空間にある人工衛星からのミサイル迎撃は、初期噴射(ブースト)段階においてミサイルを撃ち落とすことを狙っている。迎撃の手段としては、指向性エネルギー(レーザー)と運動エネルギーの2つがあり、前者は宇宙配備レーザー(SBL)、後者は「体当たり迎撃体(キル・ピークル」と呼ばれている。

次に、宇宙MDとしては次の2つの計画が現在進行中である。ひとつ目は、地上近接赤外線実験(Near Field Infra Red Experiment = NFIRE)衛星と呼ばれるものである。これは、低軌道の衛星で、ブースト段階の敵ミサイルに関する映像を収集してミサイル本体とミサイルから出る煙を区別することを目的としている。と同時に、敵ミサイルに対して体当たり迎撃体を発射する機能を備えることも可能である。米ミサイル防衛庁(MDA)は、NFIREをもともと2006年6月に打ち上げる予定であったが、遅れが生じ、現在のところ、2007年の春に打ち上げることになっている²。

もうひとつの計画は、宇宙実験基盤(Space Test Bed = STB)と呼ばれるものである。MDAは、2008会計年度においてSTBの基礎設計を始め、2016会計年度には、50 - 100基のMD用人工衛星を配備したいとしている。

8ページ下段へ

安全保障における「自治体」主体

梅林宏道

「人間の安全保障」と「市民の安全保障」

パキスタンの経済学者マブブ・ウル・ハクが1994年の「人間開発報告書」で導入した「人間の安全保障」の概念は、今も輝きを失わない。たとえば、次のように言う。

「せじ詰めれば、人間の安全保障とは子供が死なないことであり、病気が蔓延しないことであり、職を失わないことであり、民族紛争が暴力化しないことであり、反体制者の言論が封じられないことである。人間の安全保障とは武器に関わることでなく、それは、人間生活に関することであり、人間の尊厳に関わることである。」

この根源的な安全保障概念の転換を実行するには、上位1%の金持ちが世界の富の40%を占有し、下位50%の貧乏人は合わせても世界の富の1%しか持っていないという世界の富の分配を問い直すことが不可欠であろう。にもかかわらず、そのような自覚に欠ける先進国の政治家が、「人間の安全保障」をスローガンに掲げて疑われないのはなぜであろうか。日本政府においても、「人間の安全保障」は、平和憲法を捨てることと何の矛盾もなく、安保政策の柱の一つとなってきたのである。

私は、安全保障を「国家の論理」から「人間の論理」へと転換しようとするこの試みが、転換を遂げるための主体について十分な考察を加えていなかったと考える。「人間の安全保障」は、それを実現する主体概念を介在させて考察しなければならない。主体を媒介させようとするとき、「人間の安全保障」は、「人間」を社会を構成する一員、つまり市

民ととらえることが必要である。今日においては、「市民」は世界と密接につながっており、「地球市民」として自覚されることが多い。「人間の安全保障」とは「市民の安全保障」、「地球市民の安全保障」なのである。

3つのレベルで安全保障を追求

市民は、国家の安全保障ではなく「市民の安全保障」を追求する。そのとき市民は、国家にのみ安全保障を託すのでは不十分であると感じてきた。そして市民社会の主権者として、少なくとも3つのレベルに大別できる組織体において、必要とされる安全保障の課題に取り組んでいると考えることができる。3つの組織体とは、生活居住地に密着した自治体、国際社会の構成員としての国、地球全体を視野に入れた国際機関の3者である（図を参照）。国は普遍的な国際機関（通常「多国間」機関と呼ぶ）とは別に、少数の有志国家と公的協定を結んで行動をとることができるので、図では国レベルに「協定国」を加えた。日米安保条約下における米国が、日本の市民にとっては特別の対象国となる。

このように全体を把握すると、「安全保障は国の専管事項である」というのは、極めて一面的な主張であることが分かる。主権者市民は、安全保障の課題を、国においても、自治体においても、国際機関においても、追求しているのである。そして、3者がそれぞれに影響を及ぼし合っ

て、「市民の安全保障」を高めることを目指している。図に矢印で、ミサイル「防衛」が他国による宇宙攻撃兵器の開発を招き、それがさらに「防衛」兵器の開発を加速化させる、という悪循環が発生することが考えられる。1月の中国によるASAT実験は、まさに今この悪循環が始まっていることを証明した。宇宙での軍拡競争を防ぐためには、米国のミサイル「防衛」計画が止められなくてはならない。（山口響）

注

1. 青木節子「南極・宇宙・海底での規制」黒澤満編「軍縮問題入門・新版」東信堂、2005年）

2. MDA報道発表（06年12月18日）<http://www.mda.mil/mdalink/pdf/06fyi0093.pdf>

3. 以上については、テレサ・ヒッチンズ他「米国の宇宙兵器 大きな意図と小さな関心」『不拡散レビュー』Vol.13, No.1, 2006年3月。

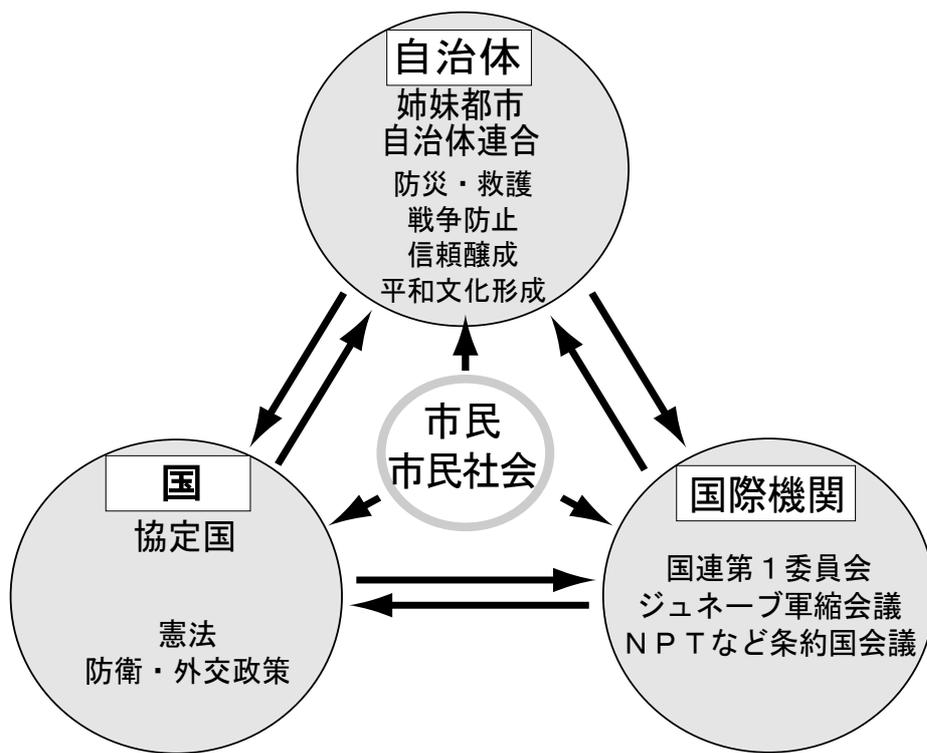
4. ユルゲン・シェフラン「新しい安全保障環境における軍民両用」『INESAPブレティン』No.26（2006年6月）<http://www.inesap.org/bulletin26/art12.htm>

7ページから MDと宇宙の軍事化

ただし、MDAのミッドコース段階重視の現状の中で、MD予算全体が大幅に拡大している一方、宇宙MDへの予算は伸び率はそれほど高くない³。

宇宙MDの問題点

第1に、宇宙からのMDに限らず、ブースト段階において敵ミサイルを撃ち落とす場合には、迎撃した地点から地上までの距離が近く、ミサイル飛行ルート直下の住民に対して多大な被害を及ぼすことになる。第2に、ASAT兵器とMDには技術的な共通性が多いことが指摘されている⁴。本誌前号（273号）においても述べたように、地上配備ミッドコースのMDは、中高度の宇宙空間で敵の大陸間弾道ミサイル（ICBM）を撃ち落とすことを目指しているため、「防衛」兵器という外観にもかかわらず、潜在的には、低軌道の人工衛星を「攻撃」する兵器にもなる。また、第3に、こうした「防衛」兵器と「攻撃」兵器の技術的な共通性を前提とし



市民主体と安全保障

中国・韓国の自治体と神奈川の自治体の姉妹提携

自治体名	中国	韓国
神奈川県	遼寧省	京畿道
横浜市	上海市	
川崎市	遼寧省瀋陽市	京畿道富川市
鎌倉市	甘肅省敦煌市	
藤沢市	雲南省昆明市	忠清南道保寧市
相模原市	江蘇省無錫市	
厚木市	江蘇省揚州市	京畿道軍浦市
湯河原町		忠清北道忠州市
相模湖町		全羅南道羅州市

で示したように3つの組織は相互に影響し合うチャンネルを持っている。

自治体は、市民の日常生活に密着したところで、自治権を持ち決定権をもっている。災害(戦争)においては、ほとんどの場合、自治体が財産・人命保護の現場責任を負うが、人的、経済的な制約の下でできることには限度がある。したがって、市民が災害(戦争)を防止するよう自治体に要求することは当然のことである。そのために、自治体は、国に対しても国際機関に対しても、対等にものを言う立場にある。その発言力を強めるよう市民意識の啓発や自治体外交を積極的に行うことも、自治体がしなければならない仕事である。たとえば非核宣言自治体協議会や姉妹都市をその目的のために活用することができる。

東北アジアの平和 / 米軍基地

東北アジアにおいて、武力衝突を防ぎ、緊張を緩和し、地域平和機構を築くことは、この地域の「市民の安全保障」にとって焦眉の課題である。

私たちは、そのための第一歩として東北アジア非核兵

器地帯を設立することが極めて有効であると考え、市民社会からの提案を行ってきた。図の三角形に則して言えば、私たちは、国に対しては外務省や国会議員を対象に、国際機関に関しては、NPT再検討会議や非核地帯条約加盟国・署名国会議を対象に、市民の立場からこの問題を直接訴えてきた。連携する韓国の市民も、同様な努力をしている。

いま、もう一つの主体である自治体に対して、私たちの働きかけを強めるべきである。すでに広島市、長崎市などは、東北アジア非核兵器地帯の重要性を強調してきた。長崎市の努力のおかげで、非核宣言自治体協議会も、その実現を訴えている。しかし、もっと広く各地の市民が、自分の自治体を動かす努力が必要になっている。図にあるように、自治体は、国や国際機関に独自の影響力をもっているため、それを促すことができるのである。また、東北アジアにある姉妹都市の活用も考えられる。(一例として神奈川の自治体と東北アジアの自治体の姉妹都市関係を表にまとめた¹⁾。

米軍基地問題においても、自治体は重要な当事者であり、その役割は大きい。一例であるが、横須賀市の市民が原子力空母母港問題で住民投票を求めたことに対して、2月8日、「自治体に決定権がない」という理由で市長と市議会がこれを否決した。これは驚くべきことである。2月5日の市議会における蒲谷市長の否決を求める「意見書」は、広く問題にすべき内容が含まれている。ここでは紙幅がないので別の機会に論じたい。

注

1 全国の自治体の姉妹都市は、自治体国際化協会(CLAIR)ウェブサイト参照。www.clair.or.jp/cgi-bin/simai/j/00.cgi

米軍再編ドキュメンタリー

「基地はいらない、どこにも」

- 沖縄、岩国、座間、横須賀、各地の自衛隊基地、そしてグアムで・・・米軍再編に対する抵抗は続く

<構成>

プロローグ(安倍首相など)/ 沖縄・辺野古(1995年～2004年)/ 米軍再編、指揮統合、ミサイル防衛、軍需産業など/ 神奈川/ 岩国/ 米国QDRと自衛隊/ 沖縄・辺野古とイラク戦争、グアム、そして今/ エピローグ

製作: 日本電波ニュース社 企画・制作: 野田耕造

演出: 小林アツシ 価格: VHS、DVDとも 3150円(税込・送料別)

ご注文は、日本電波ニュース社(www.ndn-news.co.jp)まで、Eメール(order@ndn-news.co.jp)またはファックス(03-3746-7853)で。

2007年核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議(CD)

1月22日 - 3月30日 第一会期

5月14日 - 6月29日 第二会期

7月30日 - 9月14日 第三会期

国連軍縮委員会(UNDC)

4月9日 - 27日 ニューヨーク

核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会

4月30日 - 5月11日 ウィーン

核供給国グループ NSG 総会

4月 南アフリカ

G8サミット

6月6日 - 8日 ハイリゲンダム(ドイツ)

アセアン地域フォーラム(ARF)

8月2日 マニラ

包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議

9月17日 - 18日 ウィーン

第62回国連総会

9月18日開会 ニューヨーク

国際原子力機関(IAEA)総会

9月17日 - 21日 ウィーン

化学兵器禁止条約(CWC)締約国会議

11月5日 - 9日 ハーグ

生物兵器禁止条約(BWC)締約国会合

12月10日 - 14日 ジュネーブ

手納町議会が配備中止を求め抗議決議。

1月25日 嘉手納基地で8年ぶりに落下傘降下訓練が計画されている問題で、日米合同委員会が実施を確認。

1月26日 普天間飛行場代替施設建設に伴うキャンプ・シュワブ内の文化財試掘調査を開始。

1月26日 米軍が落下傘降下訓練を強行。

1月26日 横須賀基地所属の揚陸指揮艦ブルー・リッジなどがホワイトビーチに入港。

1月28日 1月中頃運出されていた普天間飛行場所属のヘリがイラクでの作戦支援のために派遣されていたことが判明。

1月27日 久間防衛相、普天間移設問題で「米国は根回し分からない」と米の対応を批判。

今号の略語

ASAT = 人工衛星破壊

CD = ジュネーブ軍縮会議

GPS = 全地球測位システム

ICBM = 大陸間弾道ミサイル

MD = ミサイル防衛

MDA = ミサイル防衛庁

NASA = 国家航空宇宙局

NFIRE = 地球近接赤外線実験

NPT = 核不拡散条約

PAROS = 大気圏外における軍備

競争の防止

SBL = 宇宙配備レーザー

プリンター購入・冬季カンパ合計66万円、ありがとうございました。

皆さまから、目標を大幅に超えるカンパをいただきました(2月10日現在)。ご理解とご協力に感謝いたします。(ピースデポ一同)

日誌

2007.1.21～25

作成: 中村桂子、林公則

IAEA = 国際原子力機関 / THAAD = 戦域高高度地域防衛

1月22日 イラン当局者、IAEAの査察官38人の受け入れ拒否を明らかに。

1月22日付 韓国の朝鮮日報、米朝協議で北朝鮮がエネルギー援助の見返りに核活動凍結とIAEA査察団の受け入れ再開を提案と報じる。

1月22日付 米政府当局者ら、中国の人工衛星破壊実験で生じた宇宙ごみが国際宇宙ステーション等に衝突する恐れを警告。

1月23日 日露外務次官級担当官による初の「戦略対話」、モスクワで開催。北朝鮮やイランの核問題等について協議。

1月23日 中国外務省、中国が人工衛星破壊実験を実施したことを公式確認(本号参照)。

1月23日 ブッシュ米大統領、一般教書演説。2万人超の米軍を増派するイラク新政策について「成功に向けた最善の方策」。

1月24日付 英紙デーリー・テレグラフ、イランが北朝鮮との協力で核実験の結果を研究するなど地下核実験に備えていると報道。

1月24日 久間厚生防衛相、大量破壊兵器開発を理由に米大統領がイラク戦争に踏み切ったことについて「判断が間違っていた」。

1月25日 米誌エピソード・ウィーク、イラ

ンが弾道ミサイルを改良したロケットを使った人工衛星の打ち上げを準備、発射間近と報道。

1月27日 米ミサイル防衛局、ハワイ沖の太平洋上でTHAADシステムによるミサイル迎撃実験に成功したと発表。

1月30日 中国外務省、6か国協議を2月8日から北京で再開すると発表。

1月31日 日本原燃、六ヶ所村使用済み核燃料再処理工場の本格操業開始時期を当初計画の8月中から11月中に延期と発表。

1月31日 マカオのパンコ・デルタ・アジアの北朝鮮口座凍結問題などについて話し合う第2回米朝間金融実務者会合、北京で開催。

1月31日 長崎市国民保護協議会、核兵器による攻撃を想定しない国民保護計画案を承認。

2月2日 米ワシントン・タイムズ紙、中国による人工衛星破壊実験を受け米政府が中国との民間宇宙開発分野の協力計画を凍結したと報じる。

2月3日 イラン政府、中部イスファハンのウラン転換施設を非同盟諸国代表団や報道陣に公開。

2月3日 麻生太郎外相、講演で、米軍のイラク占領政策について「非常に幼稚だった」。

2月5日 米政府、国際原子力パートナーシップ構想関連予算の前年度比約6割増などを要求した08年度予算教書を発表。

2月5日 米上院本会議、ブッシュ大統領によるイラクへの米軍増派計画に反対する超党派の決議案について、審議を否決。

沖縄

1月24日 普天間飛行場代替施設の問題で、V字形滑走路路合い移設修正案の促進意見書案を名護市議会与党会派が提出。

1月24日 F22A戦闘機の一時的配備に対し、嘉

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 氷熊克哉 <higuma@peacedepot.org> 山口響 <hibikiy1976@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 氷熊克哉(ピースデポ) 山口響(ピースデポ) 湯浅一朗(ピースデポ) 杉原浩司、津留佐和子、中村和子、華房孝年、林公則、横山美奈、梅林宏道